

## 報酬規程表

相続財産承継業務委任契約書（以下「契約」という。）第9条の規定による報酬規程表は次のとおり

1. 乙が、本件受託事務の処理に関して甲より受ける報酬は次のとおりとする。

① 引き渡し時の財産の価額に応じて次のとおりとする。

承継対象財産の価額	報酬額
500万円以下	・・・ 25万円
500万円超 5000万円以下	・・・ 価額の 1.2% + 19万円
5000万円超 1億円以下	・・・ 価額の 1.0% + 29万円
1億円超 3億円以下	・・・ 価額の 0.7% + 59万円
3億円超	・・・ 価額の 0.4% + 149万円

② 契約第3条第1項第5号の規定に基づいて承継対象財産の処分をしたときは、前号のほか売却代金の3パーセント以内（消費税別）を受領することができる。

③ 司法書士が本件委任事務処理のため半日以上を要する出張をしたときは、日当として半日の場合3万円以内、1日の場合5万円以内（いずれも消費税別）を受領することができる。

2. 前項第1号の報酬は、財産引き渡し時に支払いを受けるものとし、前項第2号の報酬は処分の都度支払を受けるものとする。但し、乙は、承継対象財産の中から支払いを受けることができる。

3. 本件委任事務の処理に日数を要すると認められるときは、乙は、甲の承諾を得て、本契約締結時に報酬の一部を着手金として受けることができる。

4. 乙は、甲に対し、報酬とは別に、登録免許税、収入印紙代、郵便切手代、賃写代、交通費、通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。